

京都市交通局管理規程第26号

京都市高速鉄道安全管理規程の一部を改正する規程を公布する。

平成21年3月31日

京都市公営企業管理者
交通局長 葛西 宗久

京都市高速鉄道安全管理規程の一部を改正する規程

京都市高速鉄道安全管理規程の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「理事」を「高速鉄道部長」に改める。

第32条第2項を削る。

第42条第2項を削る。

第1図及び第2図から「高速鉄道担当部長」を削る。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

(交通局高速鉄道部運輸課)